

保護する責任と補完性原理の親和性と問題点 ——マイケル・シーゲル氏の指摘をもとに

大庭 弘継

はじめに

本稿は、保護する責任と補完性の原理との親和性と問題点について考察するものである。

さて、この二つの用語になじみがない読者のために、簡単に概要を説明しておこう。

両者とも政治(学)上の概念として使用されている。保護する責任(Responsibility to Protect)は、2001年に提言された同名の報告書『保護する責任』[ICISS2001]にはじまり、ジェノサイドや民族浄化などの人道悲劇に対して、国家がその悲劇を阻止できない場合、国連を中心とした国際社会(the International Community)が悲劇に苛む人々を保護する責任を有するとする、極論すれば人道目的の軍事介入(人道的介入)を許容する概念もしくは規範である。補完性の原理(Principle of Subsidiarity)とは、小さな共同体ができないことについてのみ大きな共同体が機能を補完するという考え方である。この原理はカトリックの教義からはじまり主としてEUなどの地域統合/地方分権の文脈において使用される歴史ある概念である。

後ほど検討するが、この二つの概念は親和的であると考えられる。というのも、両者はともに、小さな共同体ができないことのみ大きな共同体が行動するとしているからである。歴史的に古い概念である補完性の原理が、21世紀に登場した保護する責任の概念に応用されているとみることができるかもしれない。

しかし、2001年に提言された『保護する責任』[ICISS2001]において、補完性の原理はすでに人口に膾炙した概念であったにもかかわらず、言及すらされていない。議論と参考文献をまとめた『保護する責任：補遺』[ICISS2002]において文献一つに言及しているのみである⁽¹⁾。

さて、公式文書では関連性の薄い二つの異なる概念を結び付けて議論する意義はどこにあるのか。それは、二つの概念が結びつくことで、新たな問題が生み出されてしまう恐れがあるか

(1) 言及している文献は以下の一つだけである。Knight, W. Andy. "Towards a subsidiarity model for peacemaking and preventive diplomacy: Making Chapter VIII of the UN Charter operational", Third World Quarterly, Volume 17, Issue 1, 1996

らである。

本号で退職を記念するマイケル・シーゲル (Michael Seigel) は、その最終講義において、「補完性の原理と人道的介入が結びつくことは危険である」と指摘した。シーゲルの危険性についての指摘は、その前提として、両者が親和的であることも含意している。実際、補完性の原理を保護する責任に明確に組む込むべきだと考える研究者は一定数存在する。むろん別の一定数の学者は、概念の定義を通じて、明確な区別を試みるかもしれない。しかし現時点で、この二つの概念が親和性と相違について、明確に説明した論考は管見の限り存在しない。

そこで本稿は、人道的介入が最も精緻化された保護する責任と補完性の原理という二つの概念の親和性を指摘した上で、結びついた場合に生じうる問題点を明らかにする。むろん、政治的概念は具体的な政治的制度とならない限り問題点を明確に示すことが難しいが、すでに補完性の原理と保護する責任 (本稿では人道的介入) の実践を通じて生じてきた問題点を参照しながら、現時点で見えている両概念の結合による課題を明らかにすることで、今後の議論のたたき台としたい。

1 補完性の原理と保護する責任の相似

(1) 保護する責任について

保護する責任が目指すのは、大量虐殺の阻止である。大量虐殺といえば、ナチス・ドイツによるユダヤ人大虐殺やポルポト政権によるカンボジア大虐殺が名高いが、冷戦終結後から現代に至る四半世紀においても、数多くの虐殺が生じてきた。1994年にはルワンダでのジェノサイドが、1991年から95年にかけては旧ユーゴスラヴィアにおいて民族浄化と呼称される人道非劇が生起してきた。ルワンダでのジェノサイドは、3ヶ月という期間の短さや虐殺の道具がナタ (machete) などの原始的なものであったという点も衝撃的ながら、そもそもジェノサイドが生起したルワンダに国連PKO (UNAMIR) が駐留していたにもかかわらず、ジェノサイドの阻止どころか撤退したという、国際社会の失敗としても衝撃を与えた [S/1999/1257]。旧ユーゴスラヴィア紛争で最大となるスレブレニツァの虐殺でも、同様に国連PKO (UNPROFOR) が駐留していたにもかかわらず、虐殺を阻止できなかった [A/54/549]。

つまり国際社会は、虐殺の阻止に有効な手立てを打てなかったのみならず、ルワンダと旧ユーゴスラヴィアでは、国際社会を代表する国連PKOの「目の前」で虐殺が行われるという不名誉をこうむった。

しかし、従来の国際社会の論理から言えば、国家間の戦争とは異なり、一国内で生じた問題は、内政不干渉の原則が優先する。当時の国連PKOの役割は、停戦監視や国外からの人道支援要員の保護であって、戦争で苦しむ現地住民の保護ではなかった。加えて、国益がかかわらない他国の戦争に進んでかかわりたがる国家は多くない。つまり、内政不干渉原則とともに、

介入しようとする政治的意志の欠如が問題視された。それは「目の前で虐殺が生じているその時に、見て見ぬ振りをして良いのか」という批判であった。

そこで提言されたのが保護する責任である。保護する責任は、内政不干涉原則を含む国家主権の概念を書き換える。国家主権とは権利であるが、一般に権利と責任は表裏であり、権利を有するためには責任を果たす必要があるとする。この場合の責任とは、国民を保護する責任である。よって主権国家は、国民を保護する責任を果たしている場合において国家主権を有することとなる。では国民を保護する責任を果たさない場合はどうなるか。その場合、国家主権は国際社会の保護する責任によって乗り越えられる（override）とする。つまり、国際社会は国家に代わって当該国民を保護する責任を担うとするのである。その結果、言葉の上での話ではあるが、国連ならびに諸国家からなる国際社会は、政治的意志の有無にかかわらず保護する責任を担うことになる、つまり行動する必要があるのだとされている。

さらにこの保護する責任で指摘するべきは、軍事介入に限られた概念ではないという点にある。軍事介入は最も注目を浴びる局面であるが、保護する責任は予防と再建も射程に収めている。国際社会の責任は、介入する責任のみならず、予防し、再建する責任を有している。だがその言及内容と量は、介入局面に比較して、あわせて半分以下である。また軍事介入と比較して、予防する責任や再建する責任はそれほど論争となっていない。

そこで本稿においては、保護する責任の語は、特筆なき限り、人道的介入とほぼ同義で使用する。

(2) 補完性の原理について

①カトリックならびにマイケル・シーゲルの補完性の原理

補完性の原理は、カトリックの教義に起源を有する。ピオ11世が『クアドラジェジモ・アノ（Quadregesimo Anno）』（1931年）で用いた定義である。

個人がその発意と努力とによって果たしうる仕事を奪って、共同体に移管することが重大な不正であるように、規模の小さい集団からその果たしうる役割を奪って、より広大でより高次の集団に託することは、不正を犯すことであり、社会秩序をはなはだしく損ない、乱すこととなります。あらゆる社会活動の本来の目的は、社会の構成員を助けることであり、それを滅ぼしたり、吸収したりすることではありません [シーゲル 2015]

つまり補完性の原理は、小さな共同体の自律性を尊重するものであり、国家のような大きな共同体の権限を制約するものだといえる。小さな共同体ができることは小さな共同体で行い、小さな共同体ができないことにのみ大きな共同体が権限を発揮する。その際、小さな共同体の自律性を侵食してはならない。

伝統を引き継ぎ、カトリックの神父であるマイケル・シーゲルは、オーストラリアのランドケア、非暴力平和隊、AA (alcohol anonymous) の事例を通じて補完性の原理の実践を分析し、補完性原理の実践における特徴を以下のように整理している。[シーゲル 2015]

- ・ 主導権は個人、地域共同体、小グループ、当事者にある。根本的な自律がある。
- ・ 自律があるが、自力だけに頼らないし、孤立はしない。外部 / 他者とのつながりが不可欠。

なお従来の補完性の原理に加えて、シーゲルは、複数グループが並列する状況での自律性の維持、ならびにグループ間の連帯の成立をして指摘している点で、従来のカトリックにおける補完性の原理に新たな知見を付け加えていると考えられる。

ではこの整理のうえで、シーゲルが特徴付ける補完性の原理そのものの特徴は何か。一言で言えば、主体性と連帯性をつなぐ原理が補完性の原理である、ということになろう。シーゲル自身は、主体性、連帯性、補完性を以下のように特徴を取り出している。[シーゲル 2015]

- ・ 主体性だけに重点が置かれると個人主義になる。
- ・ 連帯性だけに重点が置かれると、個人の主体性が損なわれる。
- ・ 補完性の原理はその両方を基盤に据えたものである。
- ・ 補完性の原理は個人主義に偏るものではない。一人ひとり自分の主体性を持つと同時に、他者を補完し、他者によって補完される。

つまり補完性の原理だけで成り立つものではなく、主体性と連帯性という他の原理を結びつける要として機能する原理であると指摘しているのである。

②ヨーロッパ連合 (EU) における補完性の原理

シーゲルが掲げた事例は、国家などの政治権力が後景に退き、当事者から発した活動が同じ当事者との間で連帯／補完していく関係に焦点が当てられていた。対して政治 (学) では、政治権力を制約し、組織化するものとして、補完性の原理が使用されている。特にヨーロッパ連合 (以下 EU) は、ヨーロッパ統合の初期から、補完性の原理に言及し、マーストリヒト条約 (1992 年) では以下のように規定している。

マーストリヒト条約 3b 条

共同体は本条約によって与えられた権限およびそこで課された目的の範囲内で活動を行う。

共同体はその他排他的権能に属さない分野においては、補完性の原理に従い、提案されている行動の目的が加盟国によっては十分に達成されず、それゆえ、当該行動の規範もし

くはその効果の点から考えて、共同体による方がよりよく実現されうる場合にのみ、またその限りで、活動を行う。[遠藤 2014、542頁]

この考え方をベースにリスボン条約を経て、現在のEUはその権限行使において、三段階の原理に基づく審査が行われる。

まず個別授権の原理 (the principle of conferral) において、EUに権限が存するかが判断され、その次に補完性の原理 (the principle of subsidiarity) で他の共同体を差し置いてEUが実施すべきか否かが判断され、最後に比例性原則 (the principle of proportionality) においてEUがどの程度実施すべきかが判断されるというプロセスを踏むことになる⁽²⁾。

さらに、この補完性の原理の実効性を担保するため、リスボン条約において、具体的な制度が設けられた。具体的には、EUが提案する議案は事前に各国議会に送付され、補完性原則に基づき審査し、8週間以内に回答することとなっている。その回答の集計によって、EUは以下の対応を要することになる。

①加盟国議会に割り当てられた票数の3分の1 (現行では18票) 以上がEU法案の見直しを要求した場合、欧州委員会は当該の法案を再検討しなければならないが、維持・修正・撤回のいずれかの措置をとることもできる (イエロー・カード手続き)。また、②過半数が法案に異議を唱えた場合、欧州委は再検討し維持・修正・撤回いずれの措置をとることもできるが、欧州委員会がこれを維持する場合、欧州委員会は維持を正当化する理由を付した意見書を理事会および欧州議会に提出しなければならない。[JETRO 2009、7頁]

なお、EUにおける補完性の原理は、二面性を持つこと (two-sided coin) が論者によって指摘されている。遠藤乾はこの二面性について次のように指摘する。

補完性は二つの側面を持つ。第一は消極的な補完性で「より大きな単位は、より小さな単位 (個人を含む) が自ら達成できるときには、介入してはならない」という介入限定の原理である。しかしながら、そこには第二の積極的補完性が必ず付随していて、それは「大きい単位は、小さな単位が自ら達成できないときには、介入しなければならない」という介入の肯定ないし奨励の原理でもある。」[遠藤 2014、257頁]

カトリックの教義ならびにシーゲルとEUとでは、補完性の原理の焦点を、小さな共同体におくか、それとも大きな共同体におくのかの違いはある。しかし両者はともに、それらの共同

(2) この説明は多くの教科書等で繰り返されているが、本稿が直接参照したのは、EU駐日代表部の記事「EUと加盟国はどう権限を分担していますか」(庄司克宏執筆)である。(http://eumag.jp/question/f0613/)。

体が自律性を発揮していることを前提にしている。

(3) 保護する責任と補完性の原理の親和性

EUにおける補完性の原理は、加盟国に対するEUの補完性を規定している。同様に、保護する責任は国家に対する国際社会の補完性を規定している。

共同体がすでに存在していることを前提にして、共同体間の補完を規定しているのが保護する責任と補完性の原理である。共同体の自律性を尊重するという根本的な点において補完性の原理と保護する責任は、やはり近しい概念であるといえよう。そのため『社会と倫理』にカトリック社会倫理の観点から数多く寄稿している山田秀は、人間相互の連帯が保護する責任の基礎になると論じ、「何らかの仕方ですこへと関わっていくべき責任」があるとしたうえで、「伝統的自然法論では、世界共同善の原理、連帯性の原理、補完性の原理の絡んだ複雑な問題として、これに取り組むことになるであろう。」[山田 2008、96頁]と、補完性の原理と保護する責任の関係が課題になるとの認識を示している。

実際、保護する責任と補完性の原理を結び付ける議論は、共同体の自律の尊重を前提としている。

フリードリッヒ・エーベルト財団（Friedrich Ebert Stiftung）などが2006年に実施した保護する責任のワークショップにおいて、補完性の原理の保護する責任への適用について議論があり、国家、地域機構、国連での間の補完について、以下のようにまとめている。

補完性

補完性の原理に関して、現場のアクターは行動のための国際戦略に統合されなければならない。ローカル・アクターがもっとも民間人の状況に精通しており、対処の可能性について諮問されるべきである。行動に失敗する、もしくは能力がない場合に、リージョナル・レベルが関与するべきである。補完性の原理に基づき、リージョナル・アクターはグローバル・レベルよりも早い段階で、役割を果たすべきである。彼らはまた、異なるレベルで連結し、行動することができる。リージョナルな機構は、その地域の諸政府の政治的意志を統合できた場合にのみ、キープレイヤーとなる。したがって、リージョナルな機構は、その協力を強めておく必要がある。異なるアクター間での関係は、ピラミッドのように描かれる。——底辺では、ローカルな組織がローカル紛争に対処する。中間ではリージョナル機構がローカルでは対応できない紛争に対処し、頂点ではグローバル・アクターがより複雑な事態に関与するべきである。[FriEnt/FES 2006, p. 11]

ここで指摘される保護する責任への補完性の原理の適用は、小さな組織から対処し、段階的により大きな組織が関与を深めていくという仕組みで提言されている。

また、保護する責任と補完性の原理の論理構成に着目して、トマシュ・レヴァンドフスキ (Tomasz Lewandowski) は以下のように相似性を指摘する。

国際社会は、国家の代表者たちが、できないもしくは意志しない場合においてのみ、措置を講じる必要がある。……このような構成は、補完性の原理と同様に特徴付けられている、というのも低いレベルにおける保護が効果のない場合にのみ、実行されるからである。

[Lewandowski 2014, p. 138]

カトリック神学者も補完性の原理と保護する責任の親和性について指摘している。米国のカトリック・ジャーナルであるコモンウィール (Commonweal) に、人道的介入の方法に関して、デイヴィッド・ホレンバッハ (David Hollenbach) は以下のような記事を寄稿している。

補完性の原理は、より近い機関 (nearer agencies) が必要な行動を取れないもしくはとらない場合においてのみ、人々の生命のために介入するべきとする、より強力な力を有している。[Hollenbach 2010]

以上のように保護する責任と補完性の原理とは、親和性が存在すると考える研究者が一定数存在する。

(4) 補完性 (complementarity) 原則と保護する責任

以上、保護する責任と補完性の原理との親和性について議論してきたが、この二つの概念の相違を議論する前に、重要な別概念である国際刑事裁判所で使用される補完性原則 (principle of complementarity) についても言及しておく必要があるだろう⁽³⁾。

補完性 (subsidiarity) の原理と同じ訳語であり混同しやすいが、国際刑事裁判所 (International Criminal Court: 以下ICC) において採用されている補完性 (complementarity) も重要な原則である。日本語でも混同しやすいが、外国語圏でもその異同について議論が存在する。以下本稿ではICCが用いる補完性 (complementarity) を「原則」とおいて区別することにしよう。

普遍的管轄権を有する刑事裁判所としてのICCは、その権限を取り扱う犯罪の限定と「原則」によって制限している。ICCは、あくまで主権国家が当該犯罪を取り扱わない場合においてのみ介入して重大犯罪者を裁くという、二番目という意味で補完している。

なお志村真弓は、この「原則」が保護する責任に適用されていると指摘した上で、以下のよ

(3) なお『保護する責任』提言において、subsidiarityと同じく、直接言及された箇所は存在しない。

Complementの単語自体、本文中で使用されているのは二箇所のみであり、しかも一般的な意味である。

うに指摘する。

領域国家の「保護する責任」が国際社会のそれによって「補完」されるべき典型的な局面は、「世界サミット」成果文書によれば、当該国家が責任遂行に「明らかに失敗」している場合である。ICCの受理許容性に関する判定手続きを成文化したローマ規程よりも一段と曖昧である。さらに、「補完」する主体として言及された「国際社会」は、その意味する範囲（国連諸機関か、国連加盟国か、地域機構か、NGOを含むのか等）が明確でない。これまでのところ、ただ国連憲章枠組みが併せて再確認されたことから、実際にはケースごとに国連安保理で判断されることが、諸国の唯一の合意点になっていると言えよう。[志村 2014、61頁]

志村は保護する責任に「原則」を適用した結果、補完性原則に基づいて解釈の複数性を生み出してしまおうと指摘している。

さらに、ICCの文脈に限った話ではあるが、補完性の原理（Subsidiarity）が制度構築を訴求する原理であるのに対して、「原則」（complementarity）が政治的に決定される曖昧なもので、たとえ表面的に補填するものだとしても、代替物にはなりえないとの指摘が存在する。いわく、「原則」（complementarity）は政治的であり、補完性の原理のように、道徳的な基礎を提供するものではなく、制度化を促すものではない。[Rychlak and Czarnetzky 2003]

「原則」も保護する責任と親和性はあるが、本稿では「原則」と補完性の原理とが異なる概念だという指摘に止めたい。

2 保護する責任と補完性の原理の結合で生じる問題点

(1) マイケル・シーゲルの指摘

では、保護する責任と補完性の原理について、親和性があるとして相違点はどこにあるのだろうか。まず補完性の原理の前提は、自律した共同体が存在していなければならない、ということである。対して保護する責任が想定する事態は、虐殺などの人道悲劇が生じて自律性が棄損している状態であるということになる。

この点に関して、シーゲルは保護する責任（人道的介入）と補完性の原理の結びつきに対し、以下のように疑義を呈している。

人道的介入は被害者と加害者がいることが前提で、被害者を加害者から守るものですので、やはり、必然的に加害者と対立することになり、補完性の原理の重要な一部である当事者の主導権の尊重は、被害者とのかわりにおいて適用できると言っても、加害者との

かわりにおいて適用できるものではないと思います。ですから、補完性の原理を人道的介入の基準や正当化に使うことは不可能だと思います。むしろ、人道的介入は、補完性の原理の適用が不可能だという状態で採用されると思います⁽⁴⁾。

人道悲劇が生じる状況は共同体が崩壊している、もしくは自律性が棄損している状態である。それゆえ武力行使の是非以前に、補完性の原理を適用する前提条件が存在していない、という指摘である。そもそも崩壊している共同体から力を奪うも自律を侵害するなどないという議論も生じうるであろう。

このシーゲルの指摘を敷衍して、保護する責任と補完性の原理の結びつきから生じる問題を列挙していきたい。

(2) 大きな共同体の一方的強化

第一に、EUが補完性の原理を用いる前提として、超国家的政治機構としてEUが実行力を有していることを前提としている。EUは一定の分野に対して、国家に代わって主権を行使する排他的権限を有するとともに、国家と競合する分野に対して、国家との競合のもと権限を行使するものとされている。この国家と競合する分野に対してEUの権限行使が妥当かどうかを判断する基準が補完性の原理となっている。

しかし、国際社会は同様の権力を文面上もしくは法規上で発揮しうるのであろうか。倫理学の基本原則に「すべきはできるを内包する (ought implies can)」というものがあるが、文面で許可を与えたとして実行力はどうなのか。

現行の国際秩序において、国連安全保障理事会（以下、安保理）は「国際の平和と安全の維持」に対して、排他的ともいえる強力な権限を有している。「国際の平和と安全に対する脅威」を認定し、国連憲章で禁止されている武力行使（端的には戦争）を許可しうるのは、自衛権の行使を除いて、安保理だけだからである。

だが許可したとして、問題を解決する能力を有しているのだろうか。実際には、文面上で保障されている排他的権限はその実効性を有しているとは言いがたい。つまり、大きな共同体である国連は自律性を備えた大きな共同体だとは言いがたい現状にある。そこに補完性の原理を適用しようとする、どうなるか。まず、補完性の原理は、小さな共同体と大きな共同体との、二つの存在の自律性を前提としている。大きな共同体による小さな共同体の侵食が問題とされるがゆえに補完性の原理が考え出されたわけだが、大きな共同体は自律性が棄損した状態である。では、どうなるか。補完性の原理を実現するべく大きな共同体が自律性を備えるべく大き

(4) 筆者の質問に対するマイケル・シーゲル氏のメールでの回答（2015年7月25日）を、本人の許可を得て引用したものである。

な権力が要求されることになる。

では、より大きな権力を備えた国連を、小さな共同体はどう統制することができるのか。第一節(2)②で述べた、EU型の補完性原理の適用が考えられる。

つまり補完性の原理の実効性担保のために、各国議会の協賛を必要とするという制度である。

しかし、その実効性に対して疑義が呈されている。スウェーデンの政治家でもある経済学者のアン・マリー・パルソン (Anne-Marie Pålsson) は、リスボン条約で制度化された各国議会への協賛制度について、実効性が薄いとして批判している。

リスボン条約が施行されたとき、期待は高かった。この条約によってEUの権限に対する明確な防壁が構築されたと考えられたからだ。

……しかし問題は、条約における仕組みが、連合の権能を実際に制限する補完性の原理として、本当に企図されていたかである。おそらく否であり、すべての (EUによる) 提案が補完性のコントロールを経るようには、(補完性の原理を定めた) 条文は、定式化されていない。[Pålsson 2013, p. 38]

いわゆる「民主主義の赤字 (democratic deficit)」がEUの権限拡大に伴い大きな問題となっているが、その赤字解消のための補完性の原理もまた十分に機能しているとは言いがたいようである。その結果、EUの権力拡大を追認する原理として、補完性の原理が機能しているといえるだろう。

この補完性の原理の制度が200カ国近い主権国家からなる国連システムに応用された場合、国連の決定に対する反対は事実上困難となってしまう恐れが存在する。しかも国際社会における意志決定、現状では国連安全保障理事会における意志決定は、国益に基づく交渉と妥協の産物である。その政治的産物を、国際社会の名において正当化してしまうだけの原理となってしまうかねない。

(3) 当事者と決定者の乖離

補完性の原理が適用されるEUと保護する責任が射程に収める国際社会とでは、その成立条件が異なっている。EUが過去の対立を克服し友愛のもと統合を進めているのに対して、国際社会は国家間の対立を内包したままである。言いかえれば、EUにおける補完性の原理の適用に当たって小さな共同体は大きな共同体に善意を期待できるのに対して、国際社会においては悪意を想定する必要があるということである。

特に、補完性の原理は、より当事者に近いレベルで当事者が抱える問題をできる限り当事者に近いレベルで解決しようとするが、国際社会において、国家のような共同体が最も対立するのは近隣諸国であり、より当事者に近いレベルでの補完が最も信用ならないということになっ

てしまう。そのうえ、保護する責任が実行されるのは紛争下であり、当事者レベルの共同体の自律性は棄損されており、周辺国の補完の是正が困難となってしまう。

では、当事者に近いレベルをバイパスして国連を中心とした国際社会が、補完するという方向が考えられる。しかし、その場合に補完性の原理を用いると、当事者の生死という最も市民自身にとって重大な問題が、当事者から最も遠いところで決定され選別されるという、補完性の原理に反する問題を孕むことになる。さらに保護する責任による軍事介入は不可避免的に介入される人々の犠牲を伴ってしまうが、それは最も尊重すべき当事者の自律性の抹消である。自律性の尊重を掲げる補完性の原理が自律性を抹消することは、根本的な矛盾となる。

その点では、自律性を尊重しないわけではないが、政治的概念と揶揄される補完性 (complementarity) の「原則」の方が、余計な問題を持ち込まずに済むのかもしれない。

(4) 自律性回復方策の欠如

繰り返しになるが、保護する責任が対象とする人道悲劇の現場は、自律性が棄損している状況である。しかしながら、それは共同体の不在を意味するわけではない。実際には、複数の紛争当事者たちがそれぞれの共同体を形成し、争っている状況である。

しかも紛争当事者たちの共同体は、一見、自律性を確保しているようにも見られることがある。事例として、ボスニア紛争(1992年)における紛争当事者たちの状況を確認しよう。ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、ムスリム人、セルビア人、クロアチア人の三民族で構成される共和国である。1992年にセルビア人がボイコットする中、セルビア人とクロアチア人の賛成多数で、ボスニアはユーゴからの離脱と独立を宣言することになった。しかしセルビア人はユーゴへの残留を望んでいたため、セルビア住民による独自の住民投票によって、ユーゴ残留とセルビア人のみで構成する独自の「国家」であるスルプスカ共和国の樹立を宣言した。

ボスニアの独立はまた、国民投票という手続きを踏んでいるし、またスルプスカ共和国の樹立も住民投票という手続きを踏んでいる。二つの動きはともに、強制されたものではなく、どちらも自律的な行為だと見ることが可能である。

ここで問題が生じる。補完性の原理で大きな共同体が補完する小さな共同体が紛争を抱えている場合、どの共同体を支援するべきであろうか。

ボスニア紛争においては、当時ボスニア・ヘルツェゴヴィナの主権を有していたのは、ムスリム人主体のボスニア政府であった。結果として、国際社会の支援はムスリム人への支援に傾き、セルビア人の反発を強めることとなった。

逆に形式としての主権を有しない当事者を支援することも考えられる。アラン・クーパーマン (Alan J. Kuperman) は、少数派が人道悲劇を演出し、保護する責任による介入を招来させるモラル・ハザードについて指摘を行っている。[Kuperman 2008]

確かに保護する責任が主張する弱者救済は、補完性の原理と結びつくことで規範として強化

されることになるだろうが、保護する責任も補完性の原理も小さな共同体同士の対立を解決する方策や規範を持ち合わせていないのである。

そのため現状の解決法として、対立している共同体間の片方に自律性を認めて一方だけに加担するか、内政問題だとして不介入を貫くか、という不名誉な二者択一となってしまうている。そこに補完性の原理を持ち込んだとしても、状況は同じであり、問題は解決しない。むしろEUで地歩を固めている補完性の原理の信頼性を損なう結果ともなってしまうだろう。

保護する責任はいうに及ばず、自律した共同体の存在を前提とする補完性の原理にもまた、崩壊した自律性を回復する方策を含んでいないのである。補完性の原理とは別に、自律回復の原理が必要とされている。

終わりに

以上見てきたように、保護する責任に補完性の原理を応用することは、現状の政治的妥協を改善するのではなく、追認し正当化する原理となってしまう、当事者の自律性の損傷という矛盾を生み出し、そもそも自律性を回復する方策をともに持たない、という諸問題を顕在化させることになろう。いわば余計な屋台骨を持ち込むことに等しいのである。不適切な屋台骨は、保護する責任を不安定にするとともに、補完性の原理そのものの信頼性を低下させることにもなるだろう。

補完性の原理は歴史を持った概念であり、万全のものではないとはいえ、すでにEUの中核的理念だとされている。その補完性の原理を保護する責任の文脈に組み込むことは、補完性の原理の信頼性を低下させる結果を招いてしまう恐れが存在する。筆者の見るところ、補完性の原理は統合の意志を共有するEUだからこそ自律性が尊重されるのに対して、保護する責任が射程とする国際社会はいまだに相互不信が存在するため、保護する責任への補完性の原理の適用は、そもそも自律性の尊重という前提条件を満たしているとは考えられない。

むろん、いかなる政治原理も金科玉条ではなく、抽象的であり、実践を通じて精緻化していくしか道はないのだろう。しかし、本稿で指摘したような問題点を意識することなく、「保護する責任と補完性の原理は似ており、補完性の原理はより規範的であるから、保護する責任をより規範的な原理とするために補完性の原理と組み合わせよう」といった理由だけで進めてしまうことは、大きな混乱を新たに生み出すことになる、と筆者は危惧している。

本稿は、科学研究費補助金（若手研究B、25870877）「人道的介入の実践における倫理／非倫理の類型化」による研究成果の一部である。

参考文献

- A/54/549 (1999), The Fall of Srebrenica. United Nations
- FriEnt/FES (2006) (Working Group on Development and Peace (FriEnt), Friedrich Ebert Stiftung (FES), *Responsibility to Protect — Perspectives of the South and the North*, Workshop Report, 2006
- Hollenbach, David (2010), Humanitarian Intervention: WHY, WHEN & HOW, *Commonweal*
- ICISS (2001) (International Commission on Intervention and State Sovereignty), *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, International Development Research Centre
- (2002), *The Responsibility to Protect: Supplemental Volume: Research, Bibliography, Background*, International Development Research Centre
- Kuperman, A. J. (2008), The Moral Hazard of Humanitarian Intervention: Lessons from the Balkans. *International Studies Quarterly*, 52
- Lewandowski, Tomasz (2014), Responsibility to Protect. Qualitative Change in Understanding Sovereignty?, *Social Transformations in Contemporary Society*, 2014 Vol. 2
- Pålsson, Anne-Marie (2013), *the EU's Principle of Subsidiarity — an Empty Promise*, EUDemocrats
- Rychlak, Ronald J. and Czarnetzky, John M. (2003), The International Criminal Court and the Question of Subsidiarity, *Third World Legal Studies*, Vol. 16, Article 6.
- S/1999/1257 (1999), Report of the Independent Inquiry into the Actions of the United Nations during the 1994 Genocide in Rwanda
- 遠藤乾編 (2014) 『ヨーロッパ統合史 増補版』名古屋大学出版会
- JETRO (2009) (日本貿易振興機構)、「リスボン条約の概要」、『ユーロトレンド』2009年12月号
- シーゲル、マイケル「社会倫理を支えるものとしての“補完性の原理”」、マイケル・シーゲル氏退職記念講演会資料、2015年3月23日
- 志村真弓 (2014) 「「保護する責任」言説をめぐる行動基準論争:補完性原則と必要性原則の政治学的分析」、『国際政治』第176号、日本国際政治学会
- 山田秀 (2008) 「「保護する責任」と自然法—序論的考察—」、『社会と倫理』第22号